

## いちご一会とちぎ国体那須町競技用具整備要項

## 1 趣旨

この要項は、いちご一会とちぎ国体那須町競技運営基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における競技用具の整備に関して必要な事項を定める。

## 2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

	区 分		内 容	例 示
競 技 用 具	競 技 用	備 品	競技を実施するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く)	自転車検車台、拡声器、プリンター付ストップウォッチ等
		消耗品	競技を実施するために必要な消耗品	競技用旗、ホイッスル、選手用ゼッケン等
	運 営 用	備 品	競技を運営するために必要な備品 (施設に付帯するものは除く)	テント、表彰台、放送器具等
		消耗品	競技を運営するために必要な消耗品	事務用品、コロナ対策用品等

(2) 備品とは、比較的長期にわたって、その性質又は形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が20,000円以上の物品とする。

(3) 消耗品とは、前号に規定する備品以外の物品をいう。

## 3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体等と十分協議し、決定する。

## 4 競技用具の整備

(1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。

(2) 大会終了後において継続的な利用がないものについては、競技団体、業者等から借用する。

(3) 上記(1)、(2)により整備してもなお不足する場合は、施設管理者と協議のうえ必要とするものを購入する。

(4) ルール等の改正により規格及び数量が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ必要最小限の整備を行う。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における競技用具の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。